

平成28年度行政事業レビューシート (復興庁)

事業名		原子力損害賠償紛争審査会等		担当部局	復興庁		作成責任者		
事業開始年度	平成25年度	事業終了(予定)年度	平成32年度	担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)		参事官 後藤 浩平		
会計区分	東日本大震災復興特別会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	原子力損害の賠償に関する法律第18条			関係する計画、通知等	-				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東京電力福島原子力発電所の事故に伴う賠償について、早期の被害者救済を図るため、被害の実態に応じて、原子力損害賠償紛争審査会による指針の策定や原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介等を実施する。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東京電力福島原子力発電所の事故に伴う原子力損害の賠償について、広範囲にわたる多数の被害者が公平かつ適正な賠償を受けられるようにする必要があるので、被害の実態に応じて原子力損害賠償紛争審査会により指針を策定する。また、被害者の迅速な賠償を行うため、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介を行う。								
実施方法	直接実施								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求		
		補正予算	▲ 451	▲ 537	▲ 534	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	4,156	4,337	4,315	4,734	4,621		
	執行額	2,609	2,699	2,672	-	-			
執行率 (%)	63%	62%	62%	-	-				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 32 年度	
	平均審理期間(指名通知発出から和解案提示までの期間)を5か月程度に維持する。	平均審理期間	成果実績	月	-	5	5	-	-
			目標値	月	5	5	5	-	5
			達成度	%	-	100	100	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
	原子力損害賠償紛争審査会の開催実績	活動実績	開催回数	8	1	2	-		
		当初見込み	開催回数	12	12	12	12		
単位当たりコスト	算出根拠	単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込			
	原子力損害賠償紛争審査会についての費用は多岐にわたっており、事務だけの費用を切り分けることは出来ず、コストの計算は困難。また、原子力損害賠償紛争解決センターにおいても、進捗状況については第三者(被害者・東京電力)によるところも大きい。和解一件あたり等、単位あたりのコストを計算するのは困難。	単位当たりコスト	-	-	-	-	-		
	計算式	-	-	-	-	-			
平成28・29年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由					
	委員手当	1,192	1,192	審理の迅速化を図るための取組等が進んだことによる減。					
	非常勤職員手当	1,757	1,937						
	原子力損害賠償業務謝金	22	22						
	原子力損害賠償業務旅費	32	18						
	原子力損害賠償業務委員等旅費	214	113						
	原子力損害賠償業務庁費・原子力損害賠償仲介調査委託費	1,518	1,340	※表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計は一致しない。					
計	4,735	4,622							

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	10. 原子力事故による被害者の救済							
		施策	10-1. 原子力事業者による原子力損害を賠償するための適切な措置の確保							
		定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標年度 32 年度	
			原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解の仲介の申立てのうち、処理に着手している割合	実績値	%	100	100	100	-	-
			目標値	%	100	100	100	-	100	
		定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
		測定指標	原子力損害賠償紛争審査会における指針の策定及び賠償状況の把握	『「復興・創生期間」における東日本震災からの復興の基本方針』（平成28年3月12日閣議決定）に基づき、原子力損害賠償紛争審査会の指針等に沿って必要十分な賠償が円滑に実施されるよう必要な取組を継続する。	32年度	中間指針等に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を実施予定。				
						施策の進捗状況(実績)				
						<ul style="list-style-type: none"> ・25年度: 避難指示の長期化等に係る損害を示した「中間指針第四次追補」を策定した。 ・26年度: 中間指針第四次追補に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を実施した。 ・27年度: 中間指針等に基づく東京電力による賠償の状況の確認等を実施し、中間指針第四次追補に示されている住宅確保損害に係る福島県都市部の宅地単価の改定を行った。 				
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
<p>本事業では、原子力損害賠償紛争審査会を設置し、原子力損害の範囲の判定等に関する指針を順次、策定している。平成27年度には第四次追補の住宅確保損害に係る宅地単価の改定を行った。また、原子力損害賠償紛争解決センターを設置し和解仲介を実施し、「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解の仲介の申立てのうち、処理に着手している割合」は100%を維持している。これらの事業により、迅速、公平かつ適切な賠償の実現に貢献している。</p>										

アクション・経済・財政再生プログラム	改革項目	分野:	-	-									
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度				
		成果実績	-							-	-	-	-
		目標値	-							-	-	-	-
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度				
		成果実績	-							-	-	-	-
		目標値	-							-	-	-	-
	本事業の成果と改革項目・KPIとの関係												
	-												

事業所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	当事業は、今回の東京電力福島原子力発電所事故を受け、原子力損害の賠償に関する法律第18条に基づいて設置された、原子力損害賠償紛争審査会事務を遂行するためのものであり、国が総合的に推進していく必要がある。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	当事業は、今回の東京電力福島原子力発電所事故を受け、原子力損害の賠償に関する法律第18条に基づいて設置された、原子力損害賠償紛争審査会事務を遂行するためのものであり、国が総合的に推進していく必要がある。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	当事業は、今回の東京電力福島原子力発電所事故を受け、原子力損害の賠償に関する法律第18条に基づいて設置された、原子力損害賠償紛争審査会事務を遂行するためのものであり、国が総合的に推進していく必要がある。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	一般競争入札を実施しており、支出先の選定に当たって妥当性や競争性を確保している。一者応札になった案件についても一般競争入札を実施し、入札説明会には複数者が来場したものの、結果としては一者応札となった。今後は、入札公告・説明会等により事前の情報提供を充実させ、より妥当性や競争性が確保されるよう努める。
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	当事業は、平成23年の東京電力福島原子力発電所事故を受け、原子力損害賠償法に基づく原子力損害賠償紛争審査会の事務を遂行するためのものであり、費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されている。
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	不用額は、審理の迅速化を図るための取組を進めたこと等により和解仲介を行う仲介委員の活動日数が想定を下回ったこと等によるものである。	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	審理の迅速化への取組(1名パネルの推進・口頭審理の抑制)により、コスト削減や効率化が図られている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介において、平均審理期間が平均5か月となっており成果目標に見合った実績を上げている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	当事業は、今回の東京電力福島原子力発電所事故を受け、原子力損害の賠償に関する法律第18条に基づいて設置された、原子力損害賠償紛争審査会事務を遂行するためのものであり、必要不可欠なものである。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	当事業は、今回の東京電力福島原子力発電所事故を受け、原子力損害の賠償に関する法律第18条に基づいて設置された、原子力損害賠償紛争審査会事務を遂行するためのものであり、必要不可欠なものである。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	当事業は、原子力損害の賠償に関する法律第18条に基づいて設置された原子力損害賠償紛争審査会事務を遂行するためのものであり、原発事故の被害者救済のために不可欠な事業である。	
	改善の方向性	引き続き実施するとともに、より効率的な事業推進に努めるものとする。	

外部有識者の所見

点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

現状
通り

東京電力福島原子力発電所の事故に伴う損害への賠償について、被害の実態に応じて原子力損害賠償紛争審査会により指針を策定することや被害者への迅速な賠償を行うため、原子力損害賠償紛争解決センターにおいて和解の仲介を行うことは、公平・適正・迅速な賠償を実施するという観点から復興に資する必要性の高い事業であり、引き続き効率性に留意しつつ予算の執行を進めること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

現状
通り

東京電力福島原子力発電所の事故に伴う損害への賠償について、被害の実態に応じて原子力損害賠償紛争審査会により指針を策定することや被害者への迅速な賠償を行うため、原子力損害賠償紛争解決センターにおいて和解の仲介を行うことは、公平・適正・迅速な賠償を実施するという事業目的の達成のため、引き続き効率的・効果的な予算の執行に努めていく。

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-		
平成25年度	25新-026	平成26年度	072	平成27年度	0070		

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

※単位未満四捨五入しているため、合計が一致しない。

復興庁
4,316百万円【予算現額】

移替

文部科学省
2672百万円【執行額】
(1643百万円【不用額】)

(執行額の内訳)

委員手当 301百万円
非常勤職員手当 1528百万円
原子力損害賠償業務謝金 9百万円
原子力損害賠償業務旅費 3百万円
原子力損害賠償業務委員等旅費 9百万円
原子力損害賠償業務庁費 821百万円
原子力損害賠償仲介調査委託費 0百万円

事業概要

「原子力損害賠償紛争審査会」の開催や、「原子力損害賠償紛争解決センター」による和解の仲介等、被害者救済のため、迅速・公平かつ適切な原子力損害賠償の円滑化を図る。

請負【一般競争入札】

A. 株式会社三菱総合研究所
13百万円【執行額】

事業概要

原子力損害賠償紛争解決センター統合データベース調達に係る原子力損害賠償の和解仲介手続に関する現状業務分析支援業務一式。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何をを行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

